

大分県報

令和四年
号外（一七）
三月三十一日

（木曜日）

目次

規則

大分県税条例施行規則の一部改正……………

○規則

大分県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年三月三十一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県規則第二十四号

大分県税条例施行規則の一部を改正する規則

大分県税条例施行規則（昭和二十五年大分県規則第六十八号）の一部を次のように改正する。

第二十六条の二中「又は個別帰属法人税額」を削る。

第三号様式の二中「連結親法人」や「通算親法人」及び「連結子法人」や「通算子法人」

に、「連結事業年度」や「事業年度」及び「連結承認年月日」や「通算承認年月日」

第三号様式の二の三中「連結納税の承認等」及び「連結親法人」や「通算親法人」

に、「連結子法人」や「通算子法人」及び「左記の連結法人」や「左記の通算法人」

に、「連結納税の承認があつた」や「通算制度の承認があつた」及び「連結完全支配関係」

や「完全支配関係」及び「連結納税の承認の取消処分があつた。連結納税の適用の取りやめの承認があつた。」や「通算制度の承認の取消処分があつた。」

「通算制度の適用の取りやめの承認があつた（グループ通算制度へ移行しない旨の届出を

行つた）。」及び「連結法人となつた場合は、連結納税の承認申請書」や「通算法人となつた場合は、グループ通算制度の承認の申請書」及び「連結法人でなくなつた場合」や「通算法人でなくなつた場合」に改める。

第二十七号様式の二中注1を削り、注2を注とする。

第五十一号様式の五注1及び注2を削る。

第五十一号様式の六の二中注1を削り、注2を注とする。

第五十一号様式の十三注1及び注2を削る。

附則

（施行期日）

1 この規則は、令和四年四月一日から施行する。

（改正前の大分県税条例施行規則に定める様式による用紙に関する経過措置）

2 改正前の大分県税条例施行規則第三号様式の二、第三号様式の三、第二十七号様式の二、第五十一号様式の五、第五十一号様式の六の二及び第五十一号様式の十三の規定による用紙は、当分の間、所要の補正をして使用することができる。